

大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）

留意：本方針骨子案は「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」での現時点での検討状況等を踏まえ、記載したものである。

I 導入

1 目的

この大阪府国民健康保険運営方針は、平成 30 年度からの新たな国民健康保険事業の実施にあたり、大阪府と府内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業その他の保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村の事業の広域化や効率化の推進に寄与することを目的とする。

2 根拠

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）附則第 7 条及び同法第 4 条（平成 30 年 4 月 1 日施行）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の 2

3 制定年月日 平成 29 年●●月●●日（未定）

4 対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

5 進行管理及び国民健康保険運営方針の検証・見直し

- ・大阪府及び府内の各市町村の財政運営・取組状況の見える化・進行管理。
- ・大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で分析、評価を行うことで検証。
- ・その結果に基づき、大阪府国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、必要に応じて見直し。

6 関係者に対する指導・助言

安定的な財政運営や市町村が担う事業の広域的・効率的な運営に向けた取組みを継続的に改善するための取組みとして、5 による検証等を踏まえ、市町村を含む関係者に対する指導・助言を実施。

Ⅱ 大阪府内における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方

1 大阪府内における状況と課題

⇒ 大阪府内における状況と課題（所得、累積赤字等）の状況について記載予定。

2 基本的な考え方

- ・ 国民健康保険制度は社会保険制度。国民皆保険を支えるナショナルミニマムであり、本来国において一元的に担うことが基本。
- ・ 国に対し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていくうえで、今回の国民健康保険制度改革は、将来見直しに向けた通過点。
- ・ そのうえで、平成 30 年度からの新たな制度においては、被保険者の資格管理単位府域単位に変更されるなど、「大阪府で一つの国保」となることや、大阪府に財政責任を一元化し、府内全市町村の被保険者にかかる必要な医療給付費を府内全体で賄うことでより「保険財政の安定的運営」が可能とするものである。
- ・ この仕組みは、社会保険制度における相互扶助の精神の下で、これまでの市町村の被保険者相互の支え合いの仕組みに加え、市町村相互の支え合いの仕組みが加わり、府内全体で負担を分かち合う仕組みとなるもの。
- ・ こうした仕組みを勘案すれば、大阪府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となるよう、府内全体の「被保険者の負担の公平化」を図るべきであり、これは被保険者からもわかりやすく、新たな制度への理解も得やすくなるものとする。
- ・ 一方、高齢化の進展などにより医療費の増加が予想される中で、被保険者の保険料負担の伸びを抑制するには「医療費適正化」が重要な要素であり、「健康づくり・疾病予防等」を進めていくことが必要。
- ・ こうした考え方の下、新たな制度においては、「被保険者の受益と負担の公平性の確保」「保険財政の安定的運営」「医療費適正化取組の推進」を図るとともに、本方針に基づき、「事業運営の広域化・効率化」を図り、持続可能な制度をめざすものとする。
- ・ なお、検討のステージごとに市町村間または各市町村と大阪府での議論の場をしっかりと確保し、書面での意見集約の後、事務運営に十分反映できるよう努める。

3 府内共通基準の設定

基本的な考え方を踏まえ、市町村が定める項目のうち、次の項目についての「府内共通基準」を下記のとおり定める。

(1) 保険料（税）関係

- ① 保険料・保険税の区分 ⇒ 「保険料」
- ② 賦課方式、賦課割合、保険料率 ⇒ 「市町村標準保険料率」と同率

- ③ 賦課限度額 ⇒ 「政令限度額」と同額
- ④ 保険料（税）の仮算定の有無、本算定期間、納期数
⇒ 「仮算定なし」「6月本算定」「納期数10回」

（2）保険料（税）関係以外

- ① 出産育児一時金の額 ⇒ 「政令基準額」と同額
- ② 葬祭費の額 ⇒ 5万円
- ③ 保険料（税）及び一部負担金の減免基準
⇒ 別に定める「府内共通基準」と同基準
(詳細について、国の例示や過去の判例等を踏まえ協議中)
- ④ 被保険者証の様式・更新時期・有効期間
⇒ 「施行規則様式に一部記載項目追加（平成30年11月1日以降）」（協議中）
「11月1日更新」、「有効期間1年」
- ⑤ その他資格証明書等の様式（「施行規則様式」を踏まえ、今後協議）
- ⑥ 保健事業 ⇒ 別に定める「府内共通基準」以上の取組み（協議中）

4 統一時期

平成30年4月1日。ただし、出産育児一時金・葬祭費以外については別に定める「激変緩和措置期間」終了時。

Ⅲ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

(1) 医療費等の動向

⇒ 府内市町村の医療費、所得、収納、財政の状況等について記載予定。

(2) 国民健康保険財政の将来見通し

⇒ 「医療費適正化計画」の推計方法等も参考にしつつ、財政の将来見通しについて記載予定。

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

(1) 「解消・削減すべき対象としての『赤字』」の範囲

- ・「法定外の一般会計繰入れ」のうち、
 - ① 「単年度決算補填のため」（「保険料の収納不足のため」）
 - ② 「公債費、借入金利息に充てるため」
 - ③ 「保険料（税）の負担緩和を図るため」
 - ④ 「任意給付に充てるため」
 - ⑤ 「保険料（税）の減免額に充てるため」
 - ⑥ 「一部負担金の減免額に充てるため」
 - ⑦ 「市町村基金への積立のため」
 - ⑧ 「財政安定化基金の償還のため」
- ・「平成 29 年度以降の収支の赤字による繰上充用の増分」

(2) 赤字解消・削減の取組み、目標年次等

⇒ 「解消・削減すべき対象としての『赤字』」の解消については、該当市町村の状況を踏まえつつ、激変緩和措置期間内の解消を前提に、該当市町村ごとに目標年次を設定し解消をめざす。

(3) 従来の「累積赤字」の取扱い

⇒ 平成 28 年度決算においてなお残る累積赤字については、「大阪府赤字解消計画基準」に基づく「赤字解消計画」を策定している市町村にあっては、現在策定している計画に基づいて解消をめざすこととし、計画策定対象外の市町村にあっては、早期の解消をめざす。

(4) 市町村基金の取扱い

⇒ 予期せぬ収入減や支出増に備えて、引き続き市町村で保有する。

ただし、基金への積立・基金からの繰出しについては、別に定める府内共通基準によるものとする。

(5) 都道府県国保特別会計のあり方

⇒ 必要以上に黒字や繰越金が発生しないよう留意する。

3 財政安定化基金の運用

(1) 「特別な事情」による収納不足時の交付

- ・ 「特別な事情」の判断については、「極めて限定的な場合」に限ることとし、交付額の割合については、収納不足額の2分の1を基本とする。
- ・ なお、「極めて限定的な場合」の考え方は、個々のケースごとに、国の意見や他都道府県の事例等を参考にしつつ、大阪府で判断する。
- ・ また、交付分の補填方法については、基本的には当該市町村が行うこととしつつ、全市町村から意見聴取した上で、個々のケースごとに大阪府が判断することとする。

(2) 特例基金の活用

- ・ 特例基金の財源規模及び激変緩和措置の在り方等を踏まえつつ、最大限に活用する。

IV 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法

1 現在の各市町村の状況

⇒ 府内市町村の保険料（税）の状況等について記載予定

2 標準的な保険料（税）算定方式（医療分、後期支援金分、介護納付金分）

- ① 標準的な保険料（税）算定方式 3方式（介護納付金分は●方式（今後協議））
- ② 応益割と応能割の割合 1 : β （全国平均所得を1とした大阪府内の平均所得）
- ③ 応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合 70 : 30
(介護納付金分については● : ●（今後協議）)
- ④ 賦課限度額 政令限度額

3 事業費納付金及び保険給付費等交付金（普通給付分）の対象範囲の拡大

国が示す対象範囲（療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに前期高齢者納付金等）のほか、府内共通基準に係る以下の費用を追加する。

- ① 出産育児諸費
- ② 葬祭諸費
- ③ 審査支払手数料
- ④ 保健事業費（共通部分）
- ⑤ 保険料（税）及び一部負担金減免に要する費用（共通部分）
- ⑥ 医療費適正化等の対策費用等事務費（共通部分）

4 事業費納付金の按分方法

(1) 医療分

- ① 市町村標準保険料（税）率の算定に必要な事業費納付金の算定にあたっての医療費水準の反映 医療費水準は反映しない ($\alpha = 0$)
- ② 高額医療費の府内共同負担 実施する
- ③ 標準的な収納率による市町村間の調整 実施する
- ④ 事業費納付金総額の応益分と応能分の按分の割合 1 : β
- ⑤ 応能分の所得総額で按分する割合と資産総額で按分する割合 100 : 0
- ⑥ 応能分の各市町村への按分方法 各市町村の所得総額で按分
- ⑦ 応益分の被保険者数で按分する割合と世帯数で按分する割合 70 : 30
- ⑧ 応益分の各市町村への按分方法 各市町村の被保険者数と世帯数で按分

(2) 後期支援金分・介護納付金分

原則として医療分と同様の考え方により按分する。(後期支援金分及び介護納付金分については、そもそも「医療費」の概念がないため、(1)の①及び②は対象外となる。)

5 標準的な収納率

各市町村の「調整後の実収納率」をベースに、規模別基準収納率との差に応じた諸条件を加味して設定するものとする。

⇒ 具体的な標準的な収納率について、協議のうえ記載予定。(協議中)

6 府内統一保険料(税)率

① 都道府県が示す「市町村標準保険料(税)率」は、被保険者の負担の公平性の確保の観点から「府内統一」とする。ただし、別に定める激変緩和措置期間中については、市町村ごとに大阪府として実施する激変緩和措置を考慮した保険料(税)率とする。

② 市町村が実際に定める保険料(税)率についても、次に該当する場合を除いて、①の大阪府が示す「市町村標準保険料(税)率」と同率とするものとする。

(例外)

- ・ 激変緩和措置期間中において、①による激変緩和措置とは別に、被保険者への保険料(税)負担の激変を緩和する観点から、市町村が独自に激変緩和措置を講ずるための独自保険料(税)率
- ・ 財政安定化基金からの借入金の償還のため

7 激変緩和措置

① 新制度施行後●年間(平成●●年度まで)を「激変緩和措置期間」と位置づける。

⇒ 項目ごとに激変緩和措置の期間を設定することも含めて検討(今後協議)

② 新制度施行に伴って、本来集めるべき一人当たりの保険料(税)必要総額が、前年度と比較して一定程度超えるときは、「都道府県繰入金」を活用して激変緩和措置を講ずる。

③ 制度施行当初にあつては、激変緩和措置に活用する「都道府県繰入金」が多額となることにより、全体の事業費納付金総額が増加するおそれがあることから、激変緩和措置の状況に応じて「特例基金」からの繰入れを行う。

④ 激変緩和措置については、国の納付金ガイドラインに示す3つの手法のうち、「都道府県繰入金」及び「特例基金の繰入れ」により実施するものとし、「納付金の算定方法の設定」(医療費水準反映係数(α)及び所得係数(β)の調整)による激変緩和措置は実施しない。

- ⑤ 決算補填等目的の法定外一般会計繰入金、前年度繰上充用金（単年度分）、市町村基金取崩金（保険料（税）充当分）及び前年度繰越金（保険料（税）充当分）を廃止したことによる一人当たり保険料（税）必要額の増加分については、②及び③による激変緩和措置の対象とはならない。従って、これらの廃止に伴って発生した一人当たり保険料（税）必要総額の激変については、激変緩和措置期間中において、当該市町村の責任により必要に応じて実施するものとする。
- ⑥ 激変緩和措置の具体的な実施方法については別に定める。

8 その他

府内統一保険料（税）率の設定に伴い、被保険者の負担の公平性の観点から、保険料（税）にかかる次の項目についての「府内共通基準」を下記のとおり定める。

- ① 保険料・保険税の区分 保険料
- ② 保険料（税）の仮算定の有無、本算定期間、納期数
 仮算定なし、6月本算定、納期数10回
- ③ 保険料（税）の減免基準 別に定める「府内共通基準」（協議中）

V 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施

1 各市町村の状況等

⇒ 府内市町村の収納関係の状況等について記載予定。

2 収納対策

(1) 目標収納率の設定

「標準的な収納率」とは別に、収納率向上の観点から「目標収納率」を定める。設定にあたっては、国が示す保険者努力支援制度の規模別全国平均収納率をベースに、各市町村の複数年における収納実績及び伸び率等を考慮することとする。

⇒ 具体的な目標収納率については、協議のうえ記載予定。（協議中）

(2) 収納対策の強化に資する取組み

大阪府・大阪府国民健康保険団体連合会が共催実施している「収納担当者研修会」を引き続き実施。その他、特に効果が見込まれる収納対策について、今後協議のうえ定める。（協議中）

3 インセンティブ方策

「目標収納率」の設定を踏まえつつ、府内市町村の実績・伸び率等と取組みとの両面から適切に評価できるような仕組みについて、今後協議の上定める。（協議中）

(参考) 第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針での記載内容

4 具体的な施策

(3) 府内の標準設定

④ その他の収納率向上のための取組み

イ 特に効果が見込まれる収納対策について、広域的な取組みを進める。

- ・ 保険料納付についての口座振替の推進
- ・ 納付相談等についてのコールセンターの設置推進

ウ 規模別の特性をふまえた収納対策のための情報交換、先進事例の紹介、広域的取組みのための仕組みづくりの協議、収納率の向上しない市町村の取組みの支援などを進めるため、府と市町村等で構成する会議を設置し、市町村等の意見を聞きながら取組みを進める。

VI 市町村における保険給付の適正な実施

1 市町村の状況等

⇒ 各市町村のレセプト点検の状況等について記載予定。

2 療養費の支給の適正化

- ① 療養費の支給に関するマニュアルの作成
- ② 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等について、今後協議のうえ記載予定。

(参考) 第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針での記載内容

4 具体的な施策

(1) 事業運営の広域化等

① 医療費適正化の推進

イ 柔道整復等療養費の適正化

府は、市町村から寄せられる不適切な請求に関する情報提供を活用し、効果的な指導・監査を実施する。また、市町村の柔道整復等療養費の適正化に向けた取組みに対し、必要な助言等を行う。

3 レセプト点検の充実強化

- ① レセプト点検の充実強化に関する技術的助言を行うアドバイザーの市町村への派遣
- ② 医療保険と介護保険との突合情報を活用した効率的な点検の促進
- ③ 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等について、今後協議のうえ記載予定。

(参考) 第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針での記載内容

4 具体的な施策

(1) 事業運営の広域化等

① 医療費適正化の推進

ア 国民健康保険団体連合会のレセプト審査の強化

4 第三者求償や過誤調整等の取組み強化

下記の項目について、今後協議のうえ定める。(協議中)

【第三者行為求償事務の取組強化】

- ① 市町村における数値目標や取組計画の把握
- ② 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施
- ③ 損害保険関係団体との取り決めの締結
- ④ 求償能力の向上に資する取組み
(研修会・第三者求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーの活用)
- ⑤ 被保険者への周知
- ⑥ 大阪府国民健康保険団体連合会を活用した直接求償などの仕組みの構築

【過誤調整の取組強化】

- ① 保険者間調整の実情把握
- ② 過誤調整の普及・促進に資する取組み
(保険者間調整の徹底、過誤調整事務の円滑実施、過誤調整の好事例の横展開)
- ③ 過誤調整できなかった場合の債権回収

5 高額療養費の多数回該当の取扱い

- ① 世帯の継続性に係る判定基準の標準化
⇒ 国が示す基準どおりに世帯の継続性を判定。
- ② 高額療養費の計算方法や申請勧奨事務に係る取組みの標準化
⇒ 今後協議のうえ記載予定。

6 大阪府による保険給付の点検、事後調整

(1) 市町村が実施した保険給付の「広域的」「専門的」な観点による事後点検

⇒ 大阪府が保険給付の点検を実施することによる費用対効果等を踏まえ、今後協議のうえ定める。(協議中)

(例)

- ① 同一医療機関で算定可能回数が定められている診療行為等について、府内他市町村へ転居した場合にも適正な請求がなされているか。
- ② 医療監視情報等(理学療法士の配置人数等)により、1日のリハビリ算定回数認められない数値となっていないか。
- ③ あんま・はり・きゅう等療養費で、当該市町村以外の審査が行われていないものについて実施。

(2) 保険医療機関等による不正請求に係る返還請求

保険医療機関等による不正請求等について、市町村からの委託に基づき大阪府が一括して対応。

⇒ 具体的には国の検討状況を踏まえつつ、今後協議のうえ定める。(協議中)

7 その他

府内統一保険料（税）率の設定に伴い、被保険者の負担の公平性の観点から、給付にかかる次の項目についての「府内共通基準」を下記のとおり定める。

- ① 一部負担金の減免基準 別に定める「府内共通基準」（協議中）
- ② 出産育児一時金 政令基準額
- ③ 葬祭費 5万円

Ⅶ 医療費の適正化の取組み

1 市町村の状況等

各市町村の特定健診・特定保健指導の実施状況等について記載予定。

2 医療費の適正化に向けた取組み

下記の項目について、今後協議のうえ定める。(協議中)

- ① 特定健診・特定保健指導等にかかる「府内共通基準」以上の取組み
- ② 取組みの進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開
- ③ 市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施
- ④ データヘルス計画に基づくP D C Aサイクルによる事業実施
- ⑤ 大阪府国民健康保険団体連合会等に一括して委託して行う医療費適正化に向けた取組み 等

(参考) 第三次大阪府国民健康保険広域化等支援方針での記載内容

4 具体的な施策

(1) 事業運営の広域化等

① 医療費適正化の推進

ア 国民健康保険団体連合会のレセプト審査の強化

イ 柔道整復等療養費の適正化

府は、市町村から寄せられる不適切な請求に関する情報提供を活用し、効果的な指導・監査を実施する。また、市町村の柔道整復等療養費の適正化に向けた取組みに対し、必要な助言等を行う。

ウ ジェネリック医薬品についての啓発及び差額通知の推進

3 医療費適正化計画との関係

医療費適正化計画に定められた取組内容との整合性を踏まえた取組みについて、今後協議のうえ定める。(協議中)

4 インセンティブ方策

事業費納付金への医療費水準の反映に代わるようなインセンティブが働く仕組みについて、今後協議のうえ定める。(協議中)

Ⅷ 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組みについて、下記の項目について、今後協議のうえ定める。(協議中)

- ① 被保険者証等の様式の統一、一斉更新事務の共同実施
- ② 医療費通知、後発医薬品差額通知の共同実施
- ③ レセプト点検の実施基準
- ④ 保険給付費の直接支払について

次の費用については、大阪府より大阪府国民健康保険団体連合会へ直接支払する。ただし、出産育児一時金の差額分支給など、現金給付に係るものは対象としない。

- ・療養給付費等現物給付（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔整）
- ・特定健診費用
- ・出産育児一時金（直接支払分）

- ⑤ 広報事業の共同実施
- ⑥ 上記以外の項目についても、実施可能なものがないか、引き続き検討

Ⅸ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組みについて、今後協議のうえ記載予定。

Ⅹ 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

国民健康保険の運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関し、次の項目を中心に実施する。

- ① 大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議及びワーキング・グループ
- ② 市町村国民健康保険主管課長会議
- ③ 市町村ブロック会議
- ④ その他必要に応じて開催